

## 避難情報を収集して 早めの対応をお願いします

市では、市民の皆さんが安全に避難できるよう、早めの避難情報の発令に努めています。

避難情報は、次の方法により、お知らせしています。

- 緊急速報メール(エリアメール)
- 広報車
- 市公式ホームページ
- 市公式フェイスブック
- 市公式ツイッター
- エフエムワン
- 防災行政無線(大迫地域)
- 有線放送(東和地域)

\*市が発令している避難情報は、テレビのデータ放送(dボタン)でも確認できます

【問い合わせ】本館防災危機管理課(☎41-3511)



▲市ハザードマップ

ホームページに掲載しています。同マップには、避難場所や土砂災害警戒区域、浸水想定区域などを記載しています。自宅周辺の危険な場所、避難経路などについて確認しておきましょう。

**避難時の持ち出し品の確認**  
市では、ダンボールベッドや屋内用テント、水・食料品、感染症対策用品などを備蓄しています。市の備蓄品は、数に限りがあります。

国では、いざというときに、自分が取るべき行動をあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」の作成を推奨。さらに、災害時にとるべき行動を判定する「避難行動判定フロー」を公表しています。

### マイ・タイムラインなどの活用

災害の発生が予測される状況で、安全に避難するためには「どう行動するか」「避難先をどこにするか」を平常時に決めておくことが重要です。



## 防災ラジオを販売しています

防災ラジオは、市がエフエムワンを通じて、避難指示などの防災情報を発信した場合、自動で起動し放送が始まるラジオです。この防災ラジオを希望者に販売しています。

- 対象  
市内の世帯または事業所
- 販売額  
▷1世帯…5,000円  
▷1事業所…10,000円

【問い合わせ・申し込み】本館防災危機管理課(☎41-3511)

**ペットと避難するときの注意点**  
市が設置する指定緊急避難場所などのうち、下記の場合は、ペットと一緒に避難することが可能です。

避難先では、感染症対策のため  
▼咳エチケット▼手指消毒▼  
適切な距離を保つ▼換気▼など  
のご協力をお願いします。

### ●ペットと避難できる指定緊急避難場所など

地域	施設名
花巻	文化会館
大迫	内川目振興センター
石鳥谷	(洪水時) 石鳥谷生涯学習会館
	(洪水時以外) 好地振興センター
東和	成島振興センター
	土沢振興センター(東和農業者トレーニングセンター)

受け入れの条件としては▼施設内では、ペットをケージから出さないこと▼飼いが責任をもって飼育・管理すること▼事前に各種のワクチンを接種し、寄生虫など予防・駆除ができています。

# 警戒レベル4 「避難指示」で必ず避難 市が発令する 避難情報が変わりました

【問い合わせ】本館防災危機管理課(☎41-3511)



### ●警戒レベルと住民がとるべき行動

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保!(*1)	緊急安全確保
<b>警戒レベル4までに必ず避難</b>		
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(*2)	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難(*3)	高齢者等避難
警戒レベル2	避難行動を確認	注意報
警戒レベル1	心構えを高める	早期注意情報

- \*1 警戒レベル5は、市が災害の状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令される情報ではありません
- \*2 警戒レベル4は、これまで発令していた避難勧告のタイミングで発令されます
- \*3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人についても、必要に応じて普段の行動を見合わせたり、避難準備をしたりして、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです

### 見直された3つの警戒レベル

**警戒レベル5**

既に安全な避難ができず、命が危険な状態。「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令を待ってはけません

**警戒レベル4**

従来の「避難勧告」は廃止されます。今後は「警戒レベル4 避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう

**警戒レベル3**

避難に時間が掛かる高齢者や障がいのある人は「警戒レベル3 高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう

国では、災害時に各市町村が発令していた避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するため、災害対策基本法を改正。5月20日から施行されました。

さらに、今回の改正では5段階で定めている警戒レベルのうち、レベル3〜5の内容を変更(左図参照)。市では、災害の恐れが高まった場合に、同警戒レベルに基づいた避難情報を発令します。

**立ち退き避難が基本**  
災害から命を守るため、自宅や施設など、災害リスクがある場所から安全な場所に移動することを「立ち退き避難」と言います。

災害の恐れがある場合は、指定緊急避難場所をはじめ、親戚や知人宅、ホテル・旅館など(宿泊料などは自己負担)の安全な場所へ移動する立ち退き避難を基本としてください。

**要件を満たす場合は  
屋内安全確保も有効です**  
洪水などの災害で、次の要件を満たす場合は、自宅や施設などの上階へ移動する「屋内安全確保」による避難もできます。

- ・家屋の倒壊などをもたらすような氾濫や河岸浸食の発生が想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」に入っていない
- ・浸水深より高い場所の居室がある
- ・水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分である

※土砂災害警戒区域などの場合は、立ち退き避難が原則です

避難するタイミングは、市から▼警戒レベル3 高齢者等避難▼警戒レベル4 避難指示が発令されたときです。

\*警戒レベル5 緊急安全確保：災害が発生・切迫し、立ち退き避難が安全にできない可能性が高い状況です。▼少しでも高い所に登る▼崖から離れる▼頑丈な建物へ移動するーなど、命を守る行動をとってください